

子どもが自然と遊ぶ楽校ネット規約

(名称)

第1条 本会は、子どもが自然と遊ぶ楽校ネット（以下「本会」という）と称する。

(目的)

第2条 本会は、未来の担い手であるふくしまの子どもたちの「生き抜く力」の向上、およびそれに貢献する若者の育成のために連携して、より効果的な取り組みを協議共有する。そのために、お互いの団体の専門性を活かした連携により、自然体験を中心とする多様な体験型プログラムを実施する。これにより、子どもたちの自発的な遊びを引出し、自他や自然を感じることで新たな気づきを促し、心身の健全な成長につなげる。

(組織の構成)

第3条 本会は、市民・行政・企業・NPO等の団体で組織する。

(活動内容)

第4条 本会は、下記について協議する。

- (1) 協議会の運営に関すること。
- (2) プログラム実施後の課題、問題点に関すること。
- (3) 実施予定プログラムの内容に関すること。
- (4) 人材育成プログラムに関すること。
- (5) その他必要な事項。

(入会)

第5条 この協議会に入会しようとするものは、目的を理解し賛同したうえで、役員会の承認を得て入会する。

(退会)

第6条 会員は退会届を代表に提出し、退会することが出来る。

(除名)

第7条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときには、総会で3分の2以上の同意によりこれを除名することが出来る。この場合、その会員に対して、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この協議会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

代表1名、幹事若干名、会計1名、監査2名

2. 前項の役員は、総会により選出する。

3. 役員に欠員を生じたときは、総会において補充する。

(役員任期)

- 第9条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
2. 補欠役員任期は前任者の残りの期間とする。

(役員職務)

- 第10条 代表は本会を代表し、会務を総理する。ただし、必要に応じて幹事の中から代理者を任命する。
2. 幹事は会務の処理にあたる。
3. 会計は会計処理を行う。
4. 監査は会計の監査を行う。

(会議)

- 第11条 本会の会議は、次のとおりとし、代表はその議長となる。
(1) 総会
(2) 役員会

(総会)

- 第12条 総会は毎年1回開催し、本会の決議機関として次の事項を審議する。
ただし、代表が必要と認めたときには臨時総会を招集することができる。
(1) 事業報告と決算の承認
(2) 事業計画案と予算案
(3) 役員改選
(4) 規約の改正
(5) その他必要と認める事項

(役員会)

- 第13条 役員会は必要に応じ開催し、次の事項を審議する。
(1) 総会及び役員会に付す議案について
(2) 本会の運営に関する事
(3) その他必要と認める事
2. 役員会は代表、幹事、会計によって構成する。

(運営年度)

- 第14条 本会の事業及び会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(細目の決定)

- 第15条 本会の運営に関する細目は、役員会の議決で定める。

(事務局)

- 第16条 本会の事務局は福島県会津若松市栄町2-14レオクラブガーデンスクエア5階特定非営利活動法人寺子屋方丈舎内に置く。
2. 事務局は役員会が必要と認めた次の事項を行う。
(1) 総会・役員会の開催および準備に関わる事務
(2) その他の事項

附則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

賛助会員として会の趣旨に賛同する団体及び個人。ただし、議決権は持たない。